
定 款

日本調理機株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、日本調理機株式会社と称し、英文では、NITCHO CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 厨房用機械器具の製作、販売
2. 食品加工機械器具の製作、販売
3. 一般機械器具の製作、販売
4. 上記各項の機械器具の輸出入業務
5. 機械器具を設置するための建物工事、施工
6. 建設工事業に関する設計、施工、監理
7. 建築物の設計、工事監理
8. その他前各項に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都大田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,800,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引又は公開買付の方法で、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い等は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長は取締役社長がこれにあたる。

2. 取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。議事録は株主総会の日から10年間本店に備え置く。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

第19条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。

2. 監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（取締役の選任）

第20条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上の株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は当社を代表し、取締役会の決議に従って当社の業務を執行する。

（役付取締役）

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長2名以内、専務取締役若干名、常務取締役若干名を定めることができる。

（取締役の報酬等）

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と

を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、取締役社長が招集し、議長は取締役社長がこれにあたる。

2. 取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは、招集通知期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法等)

第27条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 決議事項に特別の利害関係を有する取締役は、その議決に参加することはできない。この場合、当該議決について出席取締役の数に算入されない。
3. 当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会が別に定める取締役会規程の定めるところによる。

(指名報酬諮問委員会)

第31条 当社は、取締役会の諮問により取締役候補者及び取締役報酬等を検討する指名報酬諮問委員会を置く。

指名報酬諮問委員会に関する事項は、指名報酬諮問委員会規程の定めるところによる。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める額を限度として、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として当該取締役が責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第33条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法等)

第36条 監査等委員会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 決議事項に特別の利害関係を有する監査等委員は、その議決に参加することはできない。この場合、当該議決について出席監査等委員の数に算入されない。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会が別に定める監査等委員会規程の定めるところによる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第39条 会計監査人は株主総会において選任する。

(会計監査人の任期等)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第41条 取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に定める会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,500万円または法令

が定める額のいずれか高い金額とする。

第8章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 剰余金の配当は、支払い開始の日から3年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

[定款] 沿革

昭和54年10月1日	制定
平成6年12月22日	一部改定、同日施行
平成15年12月25日	一部改定、同日施行
平成17年12月26日	一部改定、同日施行
平成18年12月25日	一部改定、同日施行
平成23年12月16日	一部改定、同日施行
平成27年12月18日	一部改定、同日施行
平成30年12月18日	一部改定、同日施行
令和2年4月9日	一部改定、同日施行
令和2年12月18日	一部改定、同日施行
令和3年6月21日	一部改定、同日施行